

2026 年 8 月 28 日

No.INTT_003

防衛装備移転三原則の改正に関する輸出管理実務上の留意点

執筆者：弁護士 及川富美子／弁護士 越知弥

1. はじめに

2026年4月21日、日本政府は、国家安全保障会議（以下「NSC」という。）及び閣議において、「防衛装備移転三原則」¹及び「防衛装備移転三原則の運用指針」²の一部を改正した（以下「本改正」という。）。

防衛装備移転三原則とは、防衛装備の海外移転に関する基本原則であり、政府が防衛装備³の海外移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定及び厳格審査、移転後の目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保等について定めている。三原則は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）の運用基準として、防衛装備に関する輸出許可・役務取引許可の審査を実質的に方向付ける基準として機能する。

本改正の核心は、従前の運用指針が完成品の移転対象として規定していた「救難・輸送・警戒・監視・掃海」の5類型を撤廃し、完成品を含む全ての防衛装備の海外移転を原則として可能とする制度へと転換した点にある。もっとも、本改正は、防衛装備の輸出を無条件に自由化するものではなく、防衛装備を取り扱う企業に求められる説明責任と社内管理負担はむしろ増大する。

本改正から約4か月が経過する中、防衛装備をめぐる国際協力は、個別装備品の移転にとどまらず、共同開発・共同生産や維持整備基盤の構築へと具体化しつつある。2026年8月18日の日豪防衛相会談

¹ 「防衛装備移転三原則」（平成 26 年 4 月 1 日 NSC 決定・閣議決定。令和 8 年 4 月 21 日一部改正）

² 「防衛装備移転三原則の運用指針」（平成 26 年 4 月 1 日 NSC 決定。令和 8 年 4 月 21 日一部改正）

³ 「防衛装備」とは、「武器」及び「武器技術」のことをいう。「武器」とは、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 1 の 1 の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。

では、豪州向け汎用フリゲートの2029年の一番艦引渡しに向けた協力に加え、豪州における維持整備・建造能力の構築への期待が示されたほか、日豪初の共同開発案件であるレーザー能力の実証試験の成功が確認され、先端装備の試験協力を進める方針等が確認された⁴。こうした動きに照らすと、防衛装備移転は、単なる輸出管理の問題にとどまらず、国際的な共同開発・生産・維持整備やサプライチェーンへの参画を含む防衛ビジネス全体に関わる問題として実務上の重要性を増している。

そこで、本稿では、本改正に至る背景・経緯を踏まえつつ、主要な変更点を概観した上で、防衛装備移転に係るビジネスを営む国内外の企業が実務上留意すべき点を解説する。

2. 本改正の背景・経緯

日本の防衛装備移転は、1967年の「武器輸出三原則」と1976年の政府統一見解により慎重に対処することが基本とされ、武器輸出三原則の対象地域以外の地域についても武器の輸出を慎むこととなった結果、長年にわたり、事実上の全面禁輸に近い運用が採られてきた⁵。その後、個別の必要性に応じた例外措置が積み重なるにつれて制度が複雑化し、機動的な対応が困難になるという問題が顕在化した。また、冷戦終結後の安全保障環境の変化に伴い、特定の地域を基準として武器輸出の禁止を画する従来の枠組みについても、見直しの必要性が指摘されるようになった。

そこで2014年4月、安倍晋三内閣は武器輸出三原則等に代わる新たな原則として、①移転が認められない場合の明確化、②移転が認められる場合の限定、③目的外使用及び第三国移転に関する適正管理の確保を柱とする「防衛装備移転三原則」（NSC・閣議決定）を策定した⁶。

その後、2022年12月の「国家安全保障戦略」（NSC・閣議決定）において防衛装備移転の積極的推進が国家戦略に位置づけられ、これを受け、2023年12月にはライセンス生産品の完成品輸出等が解禁され、2024年3月にはグローバル戦闘航空プログラム（GCAP、日英伊による次期戦闘機の共同開発）に係る完成品の第三国への移転が条件付きで認められた。本改正は、これらの段階的改正をさらに進め、厳格な審査及び移転後の適正管理を確保しつつ、完成品を含む防衛装備の海外移転を制度上原則として可能とする枠組みに改めることにより、同盟国・同志国の抑止力・対処力や相互運用性を強化するとともに、我が国の防衛生産・維持基盤及び継戦能力を強化し、我が国にとって望ましい

⁴ 日豪防衛協力の強化に関する共同声明（2026年8月18日）

⁵ 外務省 HP「武器輸出三原則等」

⁶ 内閣官房・外務省・経済産業省・防衛省「防衛装備移転三原則について」（平成26年4月）

安全保障環境の創出につなげることを企図するものである⁷。

3. 主な改正内容

(1) 完成品の5類型の撤廃と「武器」該当性を軸とする枠組みの導入

従前の運用指針では、完成品の移転は、救難・輸送・警戒・監視・掃海の5類型の場合に限定されていた。本改正により、この類型的制限は廃止され、自衛隊法上の武器への該当性に応じて移転先の範囲が区分されることとなった。「自衛隊法上の武器」とは、直接人を殺傷し又は物を破壊することを目的とする機械・器具・装置等の完成品をいい、護衛艦、戦闘機、戦車も含まれる⁸。

すなわち、まず、自衛隊法上の武器に該当しない完成品については、移転先の制限が設けられないこととなった。他方、自衛隊法上の武器に該当する完成品については、国際共同開発・生産のパートナー国への移転やライセンス元国からの要請に基づく提供等の例外を除き、移転先は、日本政府が防衛装備品・技術移転協定を締結し、国際連合憲章に適合した使用等を約束する国⁹に限定される。「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」への「武器」の移転は原則として認められない¹⁰。

(2) 輸出許可審査の強化と国会通知

防衛装備の海外移転に係る輸出許可審査においては、仕向先及び最終需要者の適切性並びに日本の安全保障上の懸念の程度を考慮して厳格に審査がなされる。特に、自衛隊法上の武器に該当する完成品については、国際的な平和及び安全への影響、仕向国・地域と日本との安全保障上の関係、周辺国との関係を含む仕向国・地域の安全保障環境及び輸出管理体制に加え、日本の防衛力整備・自衛隊の運用に与える影響を含む安全保障環境への影響等が、考慮要素としてより明示的に位置づけら

⁷ 内閣官房・外務省・経済産業省・防衛省「新しい防衛装備移転制度の考え方」（令和8年4月）、「防衛装備移転三原則・運用指針の見直し（見直しのポイント）」（令和8年4月）

⁸ 防衛装備移転三原則の運用指針 6(1)イ

⁹ 「武器」の移転先は、移転協定を締結し、国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束を締結した国に限定される。2026年4月時点での対象17か国は、米国・英国・オーストラリア・フランス・ドイツ・インド・フィリピン・インドネシア・マレーシア・スウェーデン・イタリア・ベトナム・タイ・シンガポール・UAE・モンゴル・バングラデシュである。

¹⁰ 安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある場合は例外的に認められ得るが、グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）の完成品については、「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」への移転は例外なく認められない。

れている。

また、自衛隊法上の武器（弾薬を含む。）に該当する完成品については、NSCが移転を認め得ると判断し、その旨を公表したときは、国会への通知がなされることとなった。

(3) 適正管理・モニタリングの強化

防衛装備の海外移転後の目的外使用・第三国移転の場合に、日本の事前同意取得を相手国政府に義務づける枠組みは引き続き維持される。これに加え、自衛隊法上の武器に該当する完成品については、移転後の管理状況の確認に際して、相手国政府又は当該防衛装備の管理に責任を有する者等に対して必要な調査を行うこととされた。他方、適正管理の方法を一定程度合理化できる場合として、自衛隊法上の武器に該当しない完成品（技術的機微性が低い場合に限る。）が追加された。

4. 本改正を踏まえた防衛装備移転に係る実務上の留意点

本改正は、防衛ビジネスを営む企業にとってはビジネス拡大の機会となり得るが、実際に防衛装備、特に自衛隊法上の武器に該当する完成品を海外移転する場合には、単に「該非判定をして許可を取る」という従来型の手続管理だけでは不十分である。以下のとおり、案件組成の初期段階から慎重に取引スキームを設計し、輸出管理体制や契約条項についても本改正に適合させることが重要である。

(1) 案件初期からの取引スキーム設計

防衛装備の海外移転を行う場合には、企業は商談開始時点から、営業、技術、輸出管理、法務、政府渉外の各部門が連携し、輸出管理の論点を踏まえて取引スキームを設計するのが望ましい。初期段階で確認すべき事項は、対象物の三原則上の防衛装備該当性、技術・役務、完成品・部品の別、自衛隊法上の武器該当性、相手国との防衛装備・技術移転協定の締結・発効状況、最終使用主体、調達形態、紛争状況、周辺国との関係等である。併せて、移転後モニタリングの観点からは、移転後に誰が、どこで、どのように管理し、どの頻度・方法で確認できるかを整理し、相手方の管理体制、政府機関の関与、納入後の保守・更新計画等を一体として説明できる資料を準備することが望ましい。

また、重要案件では、NSC審議、関係省庁間調整、政府間協議、国会通知等への対応がスケジュールに影響し得るため、通常の輸出案件と同じリードタイムで計画することは避けるべきである。国会通知が想定される案件では、秘密情報管理、対外説明、広報対応、レピュテーションリスクもあらかじめ検討しておくことが望ましい。

(2) 輸出管理体制の見直し

社内体制の面では、輸出管理内部規程（CP）や運用マニュアルに、三原則に固有の判断項目を明示的に組み込むことが望ましい。具体的には、通常の該非判定に加え、防衛装備該当性、技術・役務、完成品・部品の別、自衛隊法上の武器該当性、移転協定締結国該当性、戦闘中の国への移転可能性、相手国の輸出管理・安全保障体制の審査チェックリストを整備し、案件ごとに記録化しておくことが有益である。輸出許可取得後も、許可条件、相手方誓約、政府間合意、移転協定上の義務を台帳化し、関連部門が共有する仕組みを構築しておくことが望ましい。特に長期のメンテナンス契約やアップグレード契約では、担当者交代や仕様変更により許可条件が失念されやすいため、変更管理と定期レビューを制度化することが有用である。

(3) 契約への影響

契約実務では、三原則及び外為法上の制約を条項に落とし込むことが重要である。まず、輸出許可等の取得を停止条件又は履行条件とし、許可を取得できない場合や政府判断により履行が遅延する場合の納期延長、解除権の制限、損害賠償責任の範囲を明確にしておく必要がある。

次に、最終用途・最終需要者を定める条項では、使用目的、使用部隊・機関、搭載プラットフォーム、使用地域、数量、保管場所、管理責任者まで具体化した上で、相手方が第三国移転等を行う場合には、事前通知、日本政府の同意・許可取得への協力、同意取得前の実施禁止を定めておくことが考えられる。

さらに、移転後モニタリングに対応するため、シリアル番号、所在、使用状況、保守履歴、事故・紛失・盗難・サイバー侵害の報告、政府又は日本側企業による合理的な調査・監査への協力、記録保存、再委託先へのフローダウン義務を契約上手当てしておくことが考えられる。

(4) 海外企業から見た留意点

海外企業が日本企業をサプライチェーンに組み込む場合にも、日本から移転される防衛装備には日本の許可条件や第三国移転同意の制約が及び得る。特に自衛隊法上の武器に該当する完成品の調達を希望する場合には、自国が日本との移転協定締結国であるかを確認し、必要に応じて自国政府を通じて日本政府との協議を検討する必要がある。

また、前述のとおり、日本企業が防衛装備の海外移転に係る輸出許可を取得するには、相当数の情報を収集して日本政府と調整する必要があるため、日本側の許可取得リードタイムを工程に織り込むとともに、早期に必要な情報を提供することが望ましい。さらに、サプライチェーンの構成によっ

ては、日本の外為法・三原則のほか、複数国の輸出管理規則・政府調達規則等が重畳適用される可能性もあるため、契約交渉の初期段階から規制の適用関係を十分に整理しておくことが有益である。

加えて、三原則はNSC・閣議決定、運用指針はNSC決定であり、法令と異なり国際情勢や政府方針に応じて機動的に変更され得るため、日本の防衛政策の動向についても定期的にモニタリングすることが望ましい。

5. おわりに

本改正は、防衛装備移転を政策的に推進する方向を明確にした一方で、企業に対しては、案件形成から移転後管理までを一体として説明できる高度な安全保障輸出管理を求めるものでもある。2026年末には、安全保障関連3文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画）の改定に加え、新たな防衛生産・技術基盤戦略の策定も予定されている等、防衛装備移転制度の運用は、今後も政府方針、国際情勢、協定締結状況、個別案件の許可条件等により変動し得る。したがって、最新の政府公表資料を継続的に確認し、重要案件では早期に当局への相談を行う体制を整えておくことが望ましい。

執筆者

弁護士 及川富美子（パートナー、第一東京弁護士会）

Email: fumiko.oikawa@apl原因.jp

弁護士 越知弥（アソシエイト、第二東京弁護士会）

Email: tomoya.koshi@apl原因.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 国際通商チーム

Email: jpg_intltrade@apl原因.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区 内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F） 	大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office （A&S 大阪法律事務所） 〒530-0005 大阪府大阪市北区 中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階 	福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office （A&S 福岡法律事務所） 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2丁目 12-1 天神ビル 10階 
ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036 	ロンドンオフィス London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom 	フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325 Frankfurt am Main, Germany 
ブリュッセルオフィス Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium 	ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam 	